

# 都市の理想と「真の市民」

—14世紀フィレンツェにおける市民権—

清水 廣一郎

中世都市フィレンツェの中ではぐくまれてきた「共和制的」伝統については、ルネサンス初期の「市民的ヒューマニズム」との関連において、また初期のサヴォナローラによる「神政」との関連において、近年、とくに注目されているように思われる。都市社会の中で形成され、さらに市民たちを結合するイデオロギーとして機能していた都市の「理想」については、都市文化を研究する立場からさらに掘り下げた分析を行うことが必要であろう。それは、この「理想」が市民たちの行動様式にいちじるしい影響を及ぼしていたからにはほかならない。

このような「理想」は、長い歴史過程の中で形成された「神話」としてまず現われてくる。13世紀初頭、あるいは12世紀末に書かれたと考えられている最初のフィレンツェ史の記述である「都市起源年代記」 *Chronica de origine civitatis* において、その典型的な姿を見ることができ。この年代記は、バベルの塔の物語から記述が始まっている点で、一見、中世の聖職者によって書かれた世界年代記に類似しているが、その記述の中心は、フィレンツェがローマ人によって建設された「小ローマ」 *parva Roma* であったこと、都市は隣接のフィエーゾレとの抗争を通じて発展してきたこと、を強調することにあつた。ここでは、歴史はきわめて図式的に描かれている。フィエーゾレは、つねにローマに対して反抗的であり、カティリナの陰謀が発覚したとき（前63年）、かれが最初に亡命したのもこの都市であった。これに対してローマはフ

ィエーゾレを攻撃し、これを破壊した。その時にカエサルによって建設されたのがフィレンツェなのである。ところで、その五百年後、蛮族の王トティラがイタリアに侵入し、暴虐をほしいまにしたとき（中世人は、ゴート王トティラとフン王アッティラとを混同していた）、フィレンツェも破壊され、同時にフィエーゾレが再建された。その五百年後フィレンツェはついに宿敵フィエーゾレを征服し、それを完全に破壊して住民をフィレンツェへ移住せしめたのであつた。つまり、フィレンツェの歴史は、カエサルによる建設からトティラによる破壊まで、そのすぐ後の再建からフィエーゾレの征服までというそれぞれ五百年にわたる二つの時代に区別されるのであつた。

このフィレンツェによるフィエーゾレ征服は歴史上の事実であり、1125年の事件であつた。これは、フィレンツェがはじめて周辺領域の拡大（いわゆる「コンタードの征服」）にのりだしたことを意味するものであつて、その後のフィレンツェ史の歴史記述においても、画期としてつねに用いられることになる重要な事件なのである。都市国家の領域の拡大、隣接都市との激しい抗争というこの後の北・中部イタリアの歴史を特徴づける問題がここで明確に把握され、記述されていることは、注目にあたいする。このような観念の中で重要な役割をはたしているのは、フィレンツェが「小ローマ」としてローマの伝統を直接にうけついでいるという伝説であつた。この種の伝説は決してフィレンツェだ

けに限ったことではなかった。抗争の当の相手であるフィエーゾレには、「都市起源年代記」にその反映が見られるのだが、都市のトロア起源伝説が存在したし、シエナには、ローマを建てたロムルスの子の兄弟レムスがこの都市の建設者であるという特異な伝説が存在する。このような伝説は、各都市に存在するのであって、たんなる説話として軽視してはならない要素を含んでいる。ニコライ・ルービンシュタインが鋭く指摘しているように、それは、市民を団結させ、行動へとかりたてる機能をもつ「政治思想」なのである。

このような「政治思想」は、13世紀以降、個別都市を越えたより横断的な「理論」である周知のゲルフィ派対ギベリーニ派という対抗関係と結びつくことになった。この両者の対立がイタリア半島全体に妥当する政治的イデオロギーとして成立し機能しえた根拠は、教皇と皇帝を二つの中心とする中世西ヨーロッパ世界の「楕円の」構造そのものの中にあり、権力の窮極的な本源はどこにあるかということがつねに問題にされ続けたためであることはたしかであろう。しかし、それが政治的に重要な意義をもちえたのは、前に述べたような都市相互間の対立とそれにかかわる「政治思想」がそれぞれの都市に存在したためであることについては、あらためて強調する必要はないであろう。

市民たちのこのような愛国心は、フィレンツェの場合、都市政府の最初のモニュメンタルな建造物であるパラッツォ・デル・ポポロの正面にかかげられた碑銘にはっきりと示されている。

あらゆる富に満ちたフロレンティア、  
戦争であれ反乱であれ、敵をうちやぶり、  
幸運の予兆と強力な人民をもち、  
城砦を獲得し、購入し、あるいは力によつて  
征服し、  
海と陸と全世界を統治する。

その支配のもとで全トウスキア〔トスカナ〕は幸福である。

それは、ローマのごとく、つねに勝利を誇る……。

このような誇りに満ちた愛国心は、都市の歴史的な伝統を重視すればするほど、排他的な性格を帯びざるを得ない。『神曲』天国篇第15歌でダンテの曾祖父カッチャグイダは、詩人にむかってフィレンツェのかつての良き時代について物語る。

当時、この邑まちにあって、武器を執るに堪え得た壮丁の惣数は、旧マルテ像と洗礼堂の間、あわせて今の市民の五分の一であった。

だがまだカンピヤ、チェルタルドや、フェッギーネを雑まじえていなかった当時の市民は、身分最も低しとされる工匠アルティスタに到るまで、純粹のフィレンツェ人ひとたるを誇った。

おお、今わたしが口にした地域の民となりびと、隣人であり、南はガルルツォ、北はトレスピアーノを以て邑境まちざかいとしていた方、はるかによかつたであろう、

かれらを市域に組み入れ、アグリオンの下種げす男や、虎視眈々、早くも利権漁りのほか余念無きシーニャの田夫の悪臭を我慢するよりは！

(寿岳文章訳)

ここにはっきりと現われているように、フィレンツェの都市の勢力増大は、領域の拡大をもたらすと同時に、市民の間に新たな人的要素が混入することを意味していた。伝統的な都市貴族の目には、それは、おそらく都市の「政治思想」ないし「理想」の危機として映じたと思われる。新たに都市に参加してきたものが、都市の機構全体の中でどのような地位を与えられるべきか、このような問題がきわめて重要な意義をもつようになったのも当然といえよう。浪言

すれば、これはまさに市民権の問題にはかならない。それは、単に法学上の理論の問題にとどまらず、フィレンツェの都市政治にかかわる重大な政治問題でもあったのである。したがって、以下にそれに関連する若干の論点について簡単にスケッチしておきたいと思う。それが、都市の社会史ないし文化史の理解にとって、どうしても見逃せない問題を含んでいるからである。

ところで、フィレンツェのみならず、イタリア中世都市一般の市民権については、北西ヨーロッパの都市には見られない難問が含まれている。北西ヨーロッパの都市は、若干の例外を除けば、市壁の外に広がる広い領土というものを持っていない。都市の法は、市壁に囲まれた特定の地域にのみ妥当する。都市外に住みながら市民権を享受する「市外市民」*Ausbürger*、又は *Pfahlbürger* と呼ばれる市民が存在したことは知られているが、都市法の地域的な適用範囲については、それほど大きな問題はなかったと思われる。ところがイタリア都市の場合には、事情が大いに違っている。イタリア都市は、すべて、市壁外に広大な農村領域（コンタード）を有する領域国家であった。14世紀初頭のフィレンツェの場合、その広さは、日本の小型の県位の大きさに達していた。この範囲の全体にフィレンツェの都市法が適用されているのである。したがって、北西ヨーロッパの場合のように、「特殊な法の適用を受ける」ものという意味での市民概念は、全く実体的な意味を失っている。都市居住者も農民も、服すべき法には何の変わりもないのである。そのために、バルトロ・ダ・サツフェルラートやバルドなど14世紀の法学者たちは、市民のメルクマールについてさまざまな議論を行っている。

さて、市民 *cittadino* という概念には、いくつかのレヴェルがあるように思われる。まず、居住地によって区別する方法であって、この場合の市民は、「コンタード居住者」*contadino* の

対立概念であるといえよう。これと多くの部分で重なり合うものであるが、都市とコンタードのいずれで税を払っているかという区別もある。もちろん、都市に住みながらコンタードで税を払っているもの、あるいはその逆、あるいは都市、コンタードの双方で納税しているものもいるので、問題は決して容易ではない。社会的・政治的にもっとも重要であるのは、都市の保護を受けるとともに、ギルドに加入し、特定の政治的権利を行使するものという概念であろう。このような市民は、法学者によって「真の市民」*verus civis* と呼ばれている。「真の」という形容詞自体が市民の多様性を示しているが、それだけでなく、一体だれが「真の市民」としての待遇を受ける資格があるのかという点でしばしば争いがあったことに示されているように、この概念自体、決してすみずみまで明確なものではなかった。とくに、都市外から移住してきたものの権利については、争いが生ずることが多かったのである。

フィレンツェの領土が固有の領域と考えられているコンタードの範囲を越えて拡大したのは、14世紀の中葉である。プラート（1351年）、サン・ジミニャーノ（1353年）、サン・ミニアート（1369年）などが新たにフィレンツェの領土に加えられた。1353年のフィレンツェとサン・ジミニャーノとの協定によれば、前者は後者の住民にそれまでのコンタード居住者と同様の資格を認め、さらにかれらが家族とともに6か月間継続して都市に定住すれば、「昔からの真の市民」*veri et originarii et antiqui cives populares* としての資格を与えることを宣言した。とくに重要であったのは、他の「真の市民」と同じく都市国家の公職に就くことを認めた点であった。また、サン・ジミニャーノでアルテ（ギルド）に加入していたものは、ただちにアルテに加わることができ、しかも加入金の支払いも免除されていた。サン・ミニアートの場合には、

その上、6か月の定住義務さえ免除され、公職に就こうとするものだけにこの義務が課されたのであった。

しかし、このような優遇策がつねにとられていたわけではなかった。サン・ジミニャーノやサン・ミニアートは、いずれもコンタードの外側に位置するだけではなく、実は他の有力な都市国家（サン・ジミニャーノの場合にはヴォルテッラおよびシエナ、サン・ミニアートの場合にはピサ）の勢力圏との谷間にある重要な戦略拠点であった。これらの小都市を確保することによって、フィレンツェは有力な前線拠点を手に入れることになるのである。上述の優遇策は、このような戦略の表現にほかならなかった。かれらは、決して外来者に対して寛大だったわけではなかったのである。ダンテの場合に見るように、市民の外来者に対する態度は、一般にきわめて厳しかったことを忘れてはならない。

上述の場合は、新たにフィレンツェ領域に編入された小都市の住民に対して、いわば集団的に市民権を授与したものであるが、このような例は一般的なものではなく、個人が市民権授与の申請を行い、都市の評議会で検討の後、投票によって決定されるというのが大多数のケースである。しかも、その審査はきわめて厳しく、さまざまな条件を満たしたものに対してのみ認められたのであった。都市の評議会の審査によつて市民権の授与が認められたものは、普通 *civis ex privilegio* と呼ばれている。次に、かれがこの特権の獲得に関連して都市政府から要求される事項について概観しておくことにしよう。

### I 定住義務および納税義務

すでに1316年の条例において、都市政府は欺瞞的な方法で市民権を獲得するものを根絶しようとしている。新たに市民権を得たものは、都市内に定住していること、都市の課税台帳に登録していること、さらに都市国家に対する物的・人的負担を行っていることを証明できない

場合、市民権を失うと定められた。もっとも、この規定も、このときに初めて設けられたものではなく、おそらくはより古い時代にさかのぼるものであろう。さて、1352年になると、この規定はさらに強化され、1348年以降市民権を得たものに対し、今後5年間にわたって納税その他の都市国家に対する義務を履行することを、保証人を立てて誓約すべきであると定められた。おそらく、1348年の黒死病以後の数年間、人口増大策のために比較的容易に市民権を得ることができたのであろう。それ以後市民権を獲得するものについても、ほぼ同様の義務が課された。この規定の重点は、たぶん、都市国家の財政収入の増大にあったのではなく、市民の保証を通じて新市民の行動を規制し、都市国家の政治体制の中へかれらを組み込むことにあったのだろう。

### II 不動産の取得

1352年の法は、新たに市民権を得たもの（新市民と略）が都市内またはコンタードに不動産を取得すべきことを規定している。これも、おそらくはるかに古い時代にさかのぼる規定であろう。J・キルシュナーの予備的調査によれば、その価値は200フィオーリーノから2000フィオーリーノと大きな幅があるが、500ないし1000フィオーリーノが一般的であった。これらは、いずれも相当の高額である。新市民たちは、一応安定した資産を持つ階層に属していたと思われる。不動産の取得は、都市内への投資を意味するとともに、新たな祖国 *patria* へのコミットメントを意味するのである。ところで1378年1月になって、都市国家の政策はさらに一段と強化されることになった。政府は、新市民が土地を購入するのではなく、新たな家を建築することを命じたのである。その価格は少くとも1000フィオーリーノ、1年以内に建築が終ることが要求された。新市民は、この場合も保証人を立てて義務の履行を誓約することになっていた。

政策上のこの変化がどのような事情によるものであるか、今のところ知るすべもない。あるいは、土地の売買については偽装工作が比較的容易であるので、この点をチェックしようとしたものかも知れない。

### Ⅲ 公職への就任権

都市国家の官職および公的性格をもつ機関(アルテ、商業裁判所、ゲルフ会など)の職務に就く資格は、完全な権利を有する市民としてもっとも重要なものであることはいまでもない。われわれの一般的な理解ではこれを欠く市民権というものは考えられないほどのものである。しかし、14世紀フィレンツェの新市民にとって、公職にいたる道はきわめて狭く、かつ厳しいものであった。15世紀初頭にいわゆる市民的ヒューマニズムの思想を形成することになるフィレンツェの共和主義的伝統を知るものにとっては、このことはいささか意外に思える。しかし、フィレンツェの共和主義もきわめて閉鎖的かつ排他的なものであったことは十分に心得ておく必要があるだろう。

1325年の都市条例 *statuti del Capitano del Popolo*によれば、ローマ教会に忠誠をつくすゲルフィ派に属し、かつフィレンツェの都市およびコンタードに生まれたものだけが、アルテの代表や都市国家の公職に就くことができるとしている。その上、かれ自身または「先祖」*antecessor*が10年間にわたって課税基準台帳に登録していなければならなかった。「先祖」についての規定は漠然としているが、おそらく、本人の課税基準台帳登録期間が10年に満たない場合でも、父または祖父の分を合算できるというものであろう。このような規定は、そのほかの立法にもしばしば見られるところである。

1346年10月の立法は、官吏はすべて自分あるいは父がフィレンツェの都市、コンタードの生まれであること、また、現在、将来とも、都市、コンタードに家族とともに住むべきことを規定

し、生地について証明できない場合は、外国人 *forensis* とみなされる(つまり、公職に就けない)としている。この条例は、のちに *Statuti del Capitano del Popolo* に組み入れられた。このように、フィレンツェの固有の領土に生まれたもののみが公職に就きうるということになれば、新市民は、完全にここから排除されることになる。1352年の立法は、すべての新市民が都市政府の重要な官職(*Signoria*, *Sedici Gonfalonieri*, *Dodici Buonomini*)に最低10年、場合によってはさらに長期間、就任できないと規定した。そのほかの公職についても、新市民は10年から30年の長期間にわたって道を閉ざっていたのである。

すでに見たように、新市民となるには多くの困難な条件が課されていた。都市建物の取得にはかなりの資産を必要としたし、市民に保証人となってもらうには、それだけの密接な関係を結んでいなければならなかった。要するに、かなりの長期にわたって都市内で活動していなければ、これが不可能であった。また、めでたく新市民となったとしても、他の「真の市民」たちと並んで公職に就任するためには、さらに10年から30年という時間が経過することが必要だったのである。

実際に、新市民の数は少なかった。1352年から1379年までの都市評議会決定を通覧したキルシュナーの予備的調査によれば、この28年に新たに市民権を授与されたものは225名であった。毎年わずかに8名の割合にすぎない。サン・ジミニャーノやサン・ミニアートのケースのような集団的な市民権授与がこのほかにあったとしても、総数は「数千ではなく数百」のレベルにとどまるであろう。その中で都市国家の重要な公職に就きえたものは、ほとんど無いといって良いほどであった。わずかに3家だけがこの時期にプリオーレやその補佐機関のメンバーに選ばれているのである。都市国家の閉

鎖的性格がここでも立証されることになる。

ただ、一つの例外がある。法律家および公証人である。といっても、法律家の数はきわめて少いので、実際はほとんど公証人だけが問題となる。かれらは、都市国家の行政における唯一の実務担当者として重要な機能を果たしていた。フィレンツェの領土が拡大するにつれ、領域行政の実務も増大する。都市政府も、かれらに対しては比較的寛大な態度をとっていた。フィレンツェの領土あるいは他都市からやって来る公証人たちは、そのまま公証人・法律家アルテに加入を認められ、加入金も免除されるのが普通だった。公証人という職務が社会的上昇のための重要なステップであることはしばしば指摘されているが、市民権の獲得についてもかれらは有利な立場にいたらしい。ただし、公証人・法律家アルテは、同業者が増えることになるので、新市民の加入には必ずしも積極的でなく、時にはそれに反対した。

以上見てきたように、14世紀のフィレンツェにおける市民権は、きわめて閉鎖的な構造をもっていた。その中心をなすものは、おそらく、市民と都市との運命的な結びつきの観念だろう。完全市民を表現するのにあたって、しばしば「真の本来の市民」*verus et originarius civis*という語句が用いられた。また、中世の法律家は *origo non potest mutari* という格言を好んで引用した。ここにおける *origo* は、おそらく母国の意味であろう。この格言は、一般に「真の」市民権は実定法によって授与されるものではないという意味に解釈されていた。つまり、ひとは市民として生まれるのであって、市民になるのではない。それは生得の権利なのである。新来者に市民権を授与する際にも、*habeatur pro cive; intelligatur ut civis* といった表現が用いられていることから見ても、新市民は「真の市民」そのものではなく、それに準じて取扱われる存在と考えるべきであろう。

冒頭で述べたように、都市の神話的起源に関する伝承は、市民の意識に大きな影響を及ぼしていた。女たちが糸繰棒から糸を引きながら、家の人びとにトロイア人やフィエゾレやローマの歴史について物語るのを常としたというダンテの詩句（天国篇15歌）は、起源神話が市民の間で語りつがれている様子を良く示している。このような伝統への帰依が人びとを結集させ、政治的活動を支える機能を果たしていた。このような「政治思想」は、市民の権利を生得のものとする法的な意識と内面で深くかかわっていたのではないだろうか。それは、きわめて伝統的かつ排外的な思考である。外来者にとって、この壁はきわめて厚く、越えがたいものだったにちがいない。

このような状況に対して一種の批判を行ったのが、バルトロ（バルトルス）やバルド（バルドゥス）などの法学者であった。学問的には個別的な諸都市の法（固有法 *ius proprium*）の背後に一般的に妥当する普通法 *ius commune* が存在するという理論を築き上げ、また実生活の上でも、大学教授あるいは権威ある法曹として、北・中部イタリア各地の都市をまたにかけて活動していたこれらの法学者にとって、市民権とくに新市民の権利が興味深い問題であったことは疑いない。この問題に関連して、具体的な係争についてかれらが自分の見解を示した「助言」*consilium* がいくつか残されているのである。たとえば、バルトルスは、12世紀に定式化された法的な都市概念から出発する。「都市は法のもとに生活する人びとの集団である」。 *Civitas est hominum multitudo seu collectio ad iure vivendum*。したがって、市民権 *civilitas* も主として市民法 *ius civile* に由来する。すなわち、都市は自然法 *ius naturale* には属さないで、都市に生まれただけでは、ただちに市民になるわけではない。自然法によってではなく、市民法によって市民となるのである。

したがって、都市の要求する諸条件を満たして、都市によって市民権が与えられた新市民は、他の市民と同等の権利が与えられるべきである。また、都市と新市民との関係は契約であり、両者を拘束するものであるから、一方が勝手に改変することができない……。このように、バルトルスは、「真の市民」も新市民 *civis ex pacto* も、市民法によって作り出されるものであって、両者の間には何の差別があってはならないと主張した。

それに対してバルドゥスは、真の市民権 *vera civilitas* は都市法の規定が示すように先祖から伝えられるものであるとした。かれらは、決して作り出された市民 *cives ficti* ではなく、まさに真の市民 *veri cives* である。一方、新市民は作り出された市民である。本来のパドヴァ市民であることと、それと同等の権利を有することは全く別のことである。両者の間には、類似性と同一性、外面的性質と本質、芸術と自然の差異がある。どんな芸術も人間を作り出すことはできない、そっくりりに描き出すことができるだけである。バルドゥスはこのようにバルトルスを批判し、本来の市民と新市民の間には本質的な差があることを主張した。しかし、この区別は、純粋に論理上の問題であって、現実上の取扱いにおいて両者に差があってはならないのである。バルドゥスにおいては、立法者や法曹は、芸術家と同様に、可能なかぎり自然と真理を模倣するものなのである。「フィクションは自然を模倣する。したがって、真理があるところにのみフィクションが成立する」「フィクションは偽りであるが、法に表現された特定のかつ正当な権利によって真とみなされるものである」とかれは述べている。バルドゥスにとって、新市民が市民とみなされるといふときの *habeatur ; intelligatur* は、真実を模倣し、それに接近して行くことを示す表現なのである。

このように、バルトルスとバルドゥスは、そ

れぞれ全く異った道を通してではあるが、本来の市民と新市民との間に存在する差別を批判した。しかし、これらの著名な法学者による批判も、現実を変えることはできなかった。1378年のチョンピの乱の時期においても、新市民を公職から排除しようという動きは強かったが（バルドゥスのコンシリウムは1379～80年に執筆されたと思われる）、この傾向は15世紀に入っても衰えを見せなかった。1415年の都市条例 *statuta populi et communis Florentiae* においても、公職に就くためには自分自分または父祖が10年以上都市に居住し、そこで納税していることが必要であるとされていた。

都市領域外からフィレンツェに移住してきた人びとは、おそらく、10年、20年という長い期間にわたってそこに定住し、商売を行い、都市政府に納税する。そして一応の資産と市民間での評価を獲得した後に、はじめて市民権の授与を申請することになる。おそらく、都市居住者の中で市民権を持たないものの数はきわめて多かったであろう。

ここにおいて、都市共同体の二面的性格が明瞭に示されることになる。都市共同体の権力は自由なる人民 *populus liber* に立脚するとされているが、その政治・経済生活は、完全に少数の支配層の手に握られていた。都市は、対外的には都市居住者全体の共同体という一面を持つとともに、大商人・土地所有者層から成る都市支配層の共同体という別の一面とを有していた。都市国家と運命的に結びついているのは、まさにこの都市支配層なのである。新来者への市民権の授与は、この支配層の共同体の一端にかれらを位置づけ、それを法的に確認するものといえるであろう。

#### 付記

本稿は14世紀フィレンツェの市民権の問題に

関する簡単なスケッチであるので、註として文献を一つ引用することは避けた。「都市の理想」に関しては、拙稿「歴史を書くこと——ジョヴァンニ・ヴィツラーニ年代記について——」『日伊文化研究』18（1980年3月刊予定）と、そこに引用した文献を参照していただきたい。ここではもっとも重要な文献として N. Rubinstein, *The Beginnings of Political Thought in Florence : A Study in Medieval Historiography*, "Journal of Warburg and Courtauld Institutes", V (1952). をあげておく。いわゆる「市民的ヒューマニズム」については、H. Baron の周知の大著とともに、E. ガレン（清水純一訳）『イタリアのヒューマニズム』創文社1960年と同（清水純一・斎藤泰弘訳）『イタリア・ルネサンスにおける市民生活と科学・魔術』岩波書店1975年。サヴォナローラにおける共和制的伝統に関しては D. Weinstein, *Savonarola and Florence*, Princeton, N. J. 1970. イタリア中世都市における市民権に関しては、研究がきわめて乏しい。A. Pertile, *Storia del diritto italiano*, Torino 1894, II, p. 124 s s. ほかに、モノグラフとしては D. Bizzarri, *Ricerche sul diritto di cittadinanza nella costituzione comunale*, "Studi Senesi" 35 (1916), が存在するだけである。ここでは、主として J. Kirschner の三つの論文によった。Paolo di Castro on *Cives Ex Privilegio: A Controversy over the Legal Qualifications for Public Office in Early Fifteenth Century Florence*, in "Renaissance Studies in Honor of Hans Baron" (edd. J. A. Tedeschi & A. Molho), Firenze 1971. *Civitas sibi faciat civem: Bartolus of Sassoferrato's Doctrine on the Making of a Citizen*, "Speculum" 48 (1973). *Ars imitatur naturam: A Consilium of Baldus on Naturalization in Florence*, "Viator, Medie-

val and Renaissance Studies" 5 (1974).  
(1979・12・20)

\* 本稿は昭和53・54年度科学研究費補助金（総合研究A，研究代表者 竹内啓一，課題「地中海地域における集落の形成と発達に関する比較研究」）による研究成果の一部である。